

松戸市商業振興共同事業補助金 補助要領

1. 補助金の目的

本補助金は、市内の中小商業者で組織する団体が、当該地域の振興発展のために共同して実施する事業に対しその費用の一部を補助することで、本市商業の振興を図ることを目的としています。

2. 補助金の対象者

補助金の対象となるのは、次に掲げる団体とします。

- (1) 商店街振興組合
- (2) 中小企業協同組合
- (3) その他市長が認める任意の団体 (※1)

(※1) 法人化していない商店会は、(3) に該当します。

3. 対象となる事業

(1) 事業の要件

補助金の対象になる事業は、次の2つの要件を満たす事業です。

- ① 販売促進 (※2) を目的とした事業であること
- ② 当該団体の構成員の2/3以上の者が参加して行う事業であること

(2) 商店会の事業への関わり方について

商店会が主催又は共催である事業に限り、補助金の交付の対象となります。協賛形式（お金を払っているだけ）の事業は補助の対象になりませんのでご注意ください。

(3) 事業の具体例

- ① 歩行者天国、七夕祭りなどの商業祭及び福引、大売出し 等
- ② 当該団体の構成員のために実施する講習会、研修会 等

(※2) 販売促進とは、当該団体の構成員各自の事業における販売促進を意味します。当該事業を実施することで、商店会の会員各自の店の売上が伸びるかどうかが「対象事業」に該当するかどうかのポイントになります。特に、商業祭については、イベント会場に集まった人をどのように個別店舗に誘導するかを考えてください。

(参考1) 盆踊りなどのお祭りは、ただ開催するだけでは補助の対象になりません。例えば、祭りの会場で、商店街で使えるクーポンを配るなど、個別店舗の売上げに貢献するような取組を実施してください。

(参考2) イルミネーションイベントを実施する場合においても、ただ実施するだけでは補助の対象になりません。例えば、商店会内の個別店舗を回るスタンプラリーを併せて開催するなど、個別店舗の売上げに貢献するような取組を実施してください。

4. 補助金の額

補助金の額は、次の表に示すとおりとします。

類型	要件	対象者	対象経費の額及び申請回数	補助率	1 商店会当たりの補助限度額
大規模事業型	当該事業に係る総事業費 (※3) を参加商店会数で 除した額が 200 万円以上 になる場合 (※4)	任意商店会	—	2 / 3	50 万円 (※5)
一般型	大規模事業型以外の場合	法人商店会	120 万円以上 かつ年 1 回のみ	2 / 3	80 万円 (※6)
			上記以外		40 万円 (※6)
		任意商店会	45 万円以上 かつ年 1 回のみ		30 万円 (※6)
			上記以外		15 万円 (※6)

(※3) ここでいう総事業費は当該イベント全体にかかる金額であり、商店会が負担する分の負担金ではありませんので、ご注意ください。

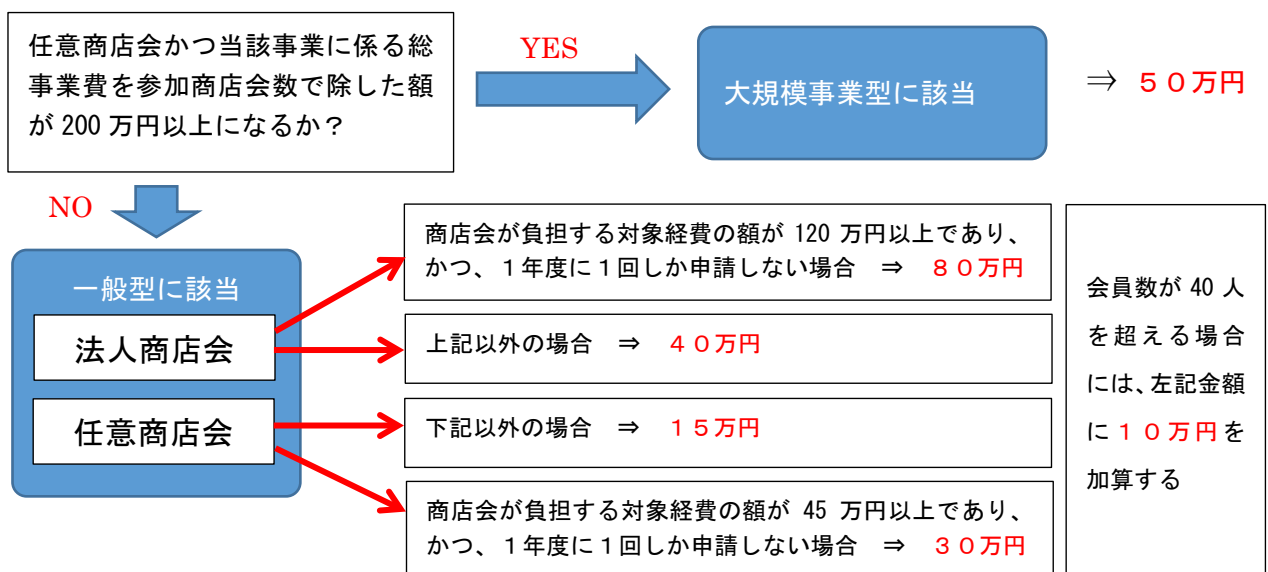
(※4) 国・県・市から本補助金以外の補助金を受ける事業（上記総事業費と同様、商店会が関わっている部分だけでなく、イベント全体を指します。）については、「大規模事業型」の適用はありません。

(※5) ただし複数商店会が共同してイベントを行う場合において、各商店会に対する補助金の合計額が 90 万円を超えるときは、1 商店会に対する補助金額は、90 万円を参加商店会数で除した金額とする。

【例】総事業費 2,400 万円、6 商店会で実施する場合
 $2,400 \text{ 万円} \div 6 \text{ 商店会} = 400 \text{ 万円} \geq 200 \text{ 万円}$ ∴ 大規模事業型に該当
 $50 \text{ 万円} \times 6 \text{ 商店会} = 300 \text{ 万円} > 90 \text{ 万円}$
 ∴ 1 商店会当たりの補助金額 = $90 \text{ 万円} \div 6 \text{ 商店会} = 15 \text{ 万円}$

(※6) 申請日時時点の申請者（商店会）の会員数が 40 人以上の場合には、「1 商店会当たりの補助限度額」を 10 万円加算します。（大規模事業型については、この規定の適用はありません。）

5. 補助限度額の確定フロー



※ただし、交付回数が 2 回を超える部分については、限度額は、1 イベントにつき 30 万円となります。（詳しくは「6. 補助金の交付回数について」参照。）

6. 補助金の交付回数について

1 申請者（商店会）に対する補助金の交付回数は、1 年度につき 3 回を限度とします。ただし、次の事項にご注意ください。

【注意事項】

- ①同種のイベントへの交付は 1 年度につき 2 回を限度とします。例えば、1 年度に福引を 3 回実施したとしても、補助金交付の対象になるのは 2 回分だけです。
- ② 2 回を超える部分の補助金の交付限度額は、1 事業（イベント）につき 30 万円とします。これについては、大規模事業型・一般型の別、法人商店会・任意商店会の別、対象経費の額を問わず一律とします。なお、当該事業を複数商店会で実施した場合には、1 商店会に対する補助金の額は、30 万円を参加商店会数で除した金額とします。
- ③ 「2 回を超える部分」については、過去に申請したことがあるイベント（他の商店会が申請したことがあるイベントを含む）は対象になりません。
- ④ なお、上記②に記載の「2 回を超える部分」は、開催順序等にかかわらず、当該商店会が選択することができます。

（例）A 商店会（任意商店会）が 1 年度中に以下の事業を実施した。

	開催日	内容	商店会負担額	全体事業費	参加商店会数
1	4 月 1 日	商業祭	100,000 円	600,000 円	6
2	7 月 6 日	売出し	3,000,000 円	3,000,000 円	1
3	8 月 1 日	商業祭	1,000,000 円	2,000,000 円	2

※上記を見ると 7 月 6 日開催の売出し、8 月 1 日開催の商業祭の事業費が大きいので、4 月 1 日の商業祭を「2 回を超える部分」とした方が、有利です。

※7 月 6 日開催の売出しは、以下の式より「大規模事業型」に該当します。

$$3,000,000 \text{ 円} \div 1 \text{ 商店会} = 3,000,000 \text{ 円} \geq 2,000,000 \text{ 円}$$

$$3,000,000 \text{ 円} \times 2/3 = 2,000,000 \text{ 円} \geq 500,000 \text{ 円} \quad \therefore 500,000 \text{ 円}$$

※8 月 1 日開催の商業祭は、「一般型」に該当し、交付額は以下の通りです。

$$1,000,000 \text{ 円} \times 2/3 = 666,666 \text{ 円} \geq 150,000 \text{ 円} \quad \therefore 150,000 \text{ 円}$$

※4 月 1 日開催の商業祭は、「2 回を超える部分」に該当するので、交付額は、以下の通りになります。

$$100,000 \text{ 円} \times 2/3 = 66,666 \text{ 円} \leq 150,000 \text{ 円 (限度額)} \quad \therefore 66,000 \text{ 円 (千円未満切捨て)}$$

$$66,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 商店会} = 396,000 \text{ 円} \geq 300,000 \text{ 円}$$

$$66,000 \text{ 円} \geq 300,000 \text{ 円} \div 6 \text{ 商店会} = 50,000 \text{ 円} \quad \therefore 50,000 \text{ 円}$$

※もし、共同でイベントを開催する他の商店会が年度内に 2 回しか申請しない場合には、当該他の商店会に対する交付金額は、66,000 円になります。

7. 補助の対象にならない経費

次の経費は補助の対象になりませんので、ご注意ください。

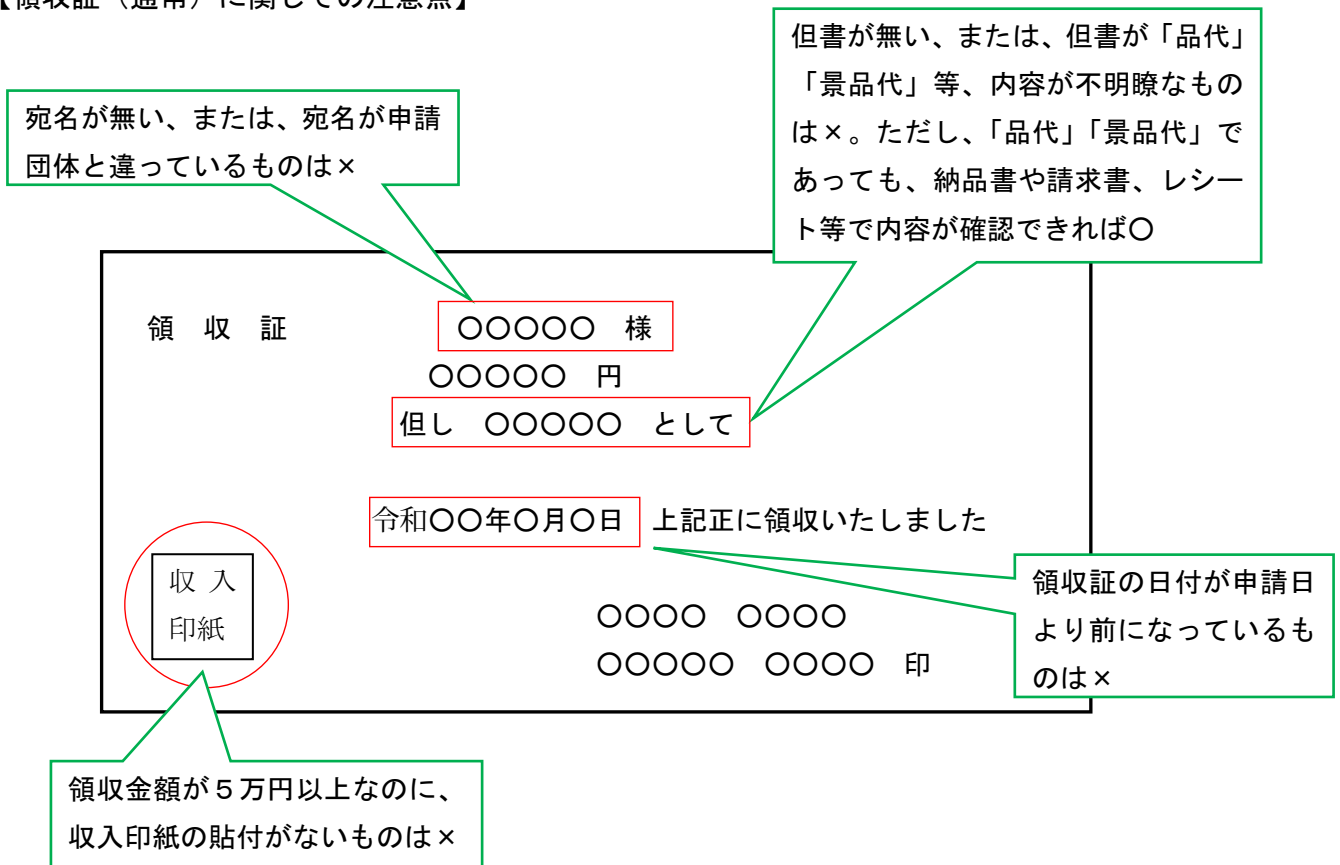
- ・ 申請時の収支予算書に計上していない項目の経費
- ・ 申請日より前に発注したものに關する経費
- ・ 予備費、繰越金、会議中の飲食代、接待費
- ・ 商店会員の人件費及び飲食費（商店会員以外の応援スタッフに対する費用は対象）
- ・ 交換実績が分からない福引等の景品代
- ・ 換金実績が分からない商店会賞品券（換金実績の表に換金者（各商店）から押印いただくかもしくは領収書を発行してください。）

等

8. 領収書等の提出に関する注意点

領収証等の原本を確認させていただきますので、実績報告書をご提出の際は、領収証の原本をご持参ください（領収証のコピーは商工振興課で取ります）。領収証の不備が多くみられますので、領収証の宛名・但書・収入印紙・日付等に細心の注意を払っていただくと共に、提出前に再度領収証等のご確認をお願いいたします。

【領収証（通常）に関する注意点】



【銀行振込用紙・宅配受領書に関する注意点】

銀行振込用紙・宅配受領書のみでは、購入品や発注内容の詳細が確認できないため補助対象外とします。ただし、銀行振込用紙・宅配受領書に加えて、発注・納品に係る書類を添付し、購入品や発注内容の詳細が確認できれば、補助対象となり得ます。

【領収証（アルバイト代・アルバイトの飲食代）に関する注意点】

宛名が無い、または、宛名が申請団体と違うものは×

「アルバイト〇名分」とまとめてしまっているものは×。応援スタッフ全員に、本人の署名、捺印等をもってください。また、アルバイトの飲食代についても、「飲食代」だけでは×。「応援スタッフ〇名分昼食代」等、明確な記載があれば○

領 収 証

○○○○○ 様

○○○○○ 円

但し アルバイト代 として

令和〇〇年〇月〇日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

○○ ○○ 印

応援スタッフ本人の署名、捺印等がないものは×

【スーパー、コンビニ等のレシートに関する注意点】

スーパーまつど
令和〇年〇月〇日

ごみ袋	¥358
テープ	¥198
紙コップ	¥410
合 計	¥966
お預り	¥966
お釣り	¥0

スーパー、コンビニ等のレシートのみでは、「宛名」がないため、補助対象外とします。ただし、領収証とセットの場合は、補助対象となり得ます。

レシートと領収証
セットで補助対象

+

領 収 証

○○○○○ 様

966 円

但し 商品代 として

令和〇年〇月〇日 上記正に領収いたしました

松戸市○○○3-23-9
スーパーまつど 印

収 入
印 紙

9. 手続きの流れ

(1) 交付申請



次の書類を提出してください。

- ①松戸市商業振興共同事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ②事業計画書 ※任意書式可
- ③収支予算書 ※任意書式可
- ④参加者名簿（会員名簿）
- ⑤実施予定地図面（抽選会場、祭の場所等がわかるもの）
- ⑥各種許可書
 - (イ) 実施場所が市道など公道の場合
 - ・道路占有許可書（市 道路維持課）の写し
 - ・道路使用許可（警察）の写し
 - (ロ) 実施場所が私有地の場合
 - ・地主の同意書（会員の場合除く）の写し
 - (ハ) 実施場所が公園等の場合
 - ・都市公園内行為・占用許可書（市 公園緑地課）の写し

※補助金の交付申請は事業開始の1ヶ月前までに行ってください。

※事業実施後の申請には補助金を交付できません。また、申請日以前の経費も補助の対象になりませんのでご注意ください。

(2) 交付決定通知の送付



市から交付決定通知書を郵送します。

(3) 事業の実施



交付申請に係る事業を実施してください。

(4) 実績報告



次の書類を提出してください。

- ①松戸市商業振興共同事業完了報告書（第3号様式）
- ②事業報告書
- ③収支決算書
- ④領収書の写し ※原本もご持参ください。
- ⑤事業の様子が分かる写真（5枚以上）
- ⑥（作成していれば）チラシ・ポスター等の写し
- ⑦松戸市商業振興共同事業補助金交付請求書（様式あり）

(5) 確定通知書の郵送および補助金の振込

第1号様式（用紙規格 JIS A4）

令和 年 月 日

（あて先） 松 戸 市 長

団 体 名

代表者住所

氏 名 会長

電 話

松戸市商業振興共同事業補助金交付申請書

共同事業に対する補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申 請 額 円

2 添 付 書 類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

事業計画書

商店会名
会長名 会長

【商店会の概要】

- ・申請日時点での会員数 () 人
 - ・本年度の申請回数 () 回
 - ・2回を超える部分の申請に該当するか? はい ・ いいえ
- ※当てはまる方に○をつけてください

【事業の概要】

①事業名 _____

②事業内容 _____

③実施予定日時 _____

④実施場所 _____

⑤予算額 商店会負担額 (対象経費): _____ 円 総事業費: _____ 円

⑥事業目的 _____

⑦上記事業が販売促進に資する理由 _____

⑧個別店舗に人を誘導する取組 (商業祭の開催、イルミネーションの点灯の場合は必ず記入してください)

収支予算書

収入		支出		(単位:円)	
項目	予算額	決算額	項目	予算額	決算額
合計			合計		

（あて先） 松 戸 市 長

団 体 名
代表者住所
氏 名 会長
電 話

松戸市商業振興共同事業完了報告書

令和 年 月 日付けをもって共同事業の補助金交付を申請しました事業が完了しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事 業 名
- 2 事 業 期 間 自 月 日 ～ 至 月 日
- 3 総 事 業 費 円
- 4 添 付 書 類
 (1) 事 業 報 告 書
 (2) 収 支 決 算 書

事業報告書

商店会名

会長名

(1) 事業名 _____

(2) 実施日時 _____

(3) 実施場所 _____

(4) 事業の効果

①事業の効果、成果、感想など

②事業の実施に伴う会員の売上の増減について

全会員数（ ）人 ※下記は、商店会員にヒアリングの上、記入してください。

うち、売上げが増加した（ ）人 、減少した（ ）人

③イベントのどのような点が販売促進に役立ったか？

※下記は、ヒアリングにおける各商店会員の意見をまとめて記載してください。

収支決算書

	支出					
収入	項目	予算額	決算額	項目	予算額	決算額
合計				合計		

(単位:円)

松戸市商業振興共同事業補助金交付請求書

令和 年 月 日

(あて先) 松戸市長

団体名

住所

代表者名 会長

印

電話

令和 年 月 日付け松戸市達第 号 で額の確定のあった松戸市商業振興共同事業補助金を松戸市補助金等交付規則第14条の規定により、次のとおり請求します。

金 円

問合先 : 松戸市 経済振興部 商工振興課
住 所 : 〒271-8588 松戸市根本 387-5 (書類郵送先)
〒271-0073 松戸市小根本 7-8 京葉ガスF松戸第2ビル 4階
(書類提出窓口)
電 話 : 047-711-6377 F A X : 047-366-1550